

早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

類似事実証拠の許容性と有罪を推認する過程
イギリス控訴院判例の分析

早稲田大学大学院法学研究科

中川武隆

類似事実証拠の許容性と有罪を推認する過程

イギリス控訴院判例の分析

中川武隆

第1章 はじめに

研究の動機・目的及び研究の対象 我が国最高裁の第二小法廷平成24年9月7日判決及び第一小法廷平成25年2月20日決定が、英米法の悪性格証拠排除法則に則り、前科等の類似事実を有罪認定の証拠として許容しなかった。そこで、悪性格証拠排除法則とは一体どのようなものかという疑問が生じる。ところで、イギリスにおいては、2003年、刑事司法法(Criminal Justice Act 2003 以下、CJA2003と略する。新法とも言う。)が制定され、コモン・ローの悪性格証拠の許容性に関するルールが廃止され、新しい許容性のルールが規定された。そこで、第一に、コモン・ローのルールはどのようなものであったか、それが、CJA2003によりどのように変更されたのか、を研究対象とした。第二に、それでは、CJA2003の規定は、裁判においてどのように適用されているのか。新法の施行から14年近くなる現在、それを研究するために適当な時期にある。そのために、イギリスの控訴院判決を分析することとした。

先行研究と本研究の独自性 英米の悪性格証拠法則、中でも類似事実証拠に関しては、ある程度の先行研究があり、CJA2003の規定に関して、高平奇恵、松代剛枝の先行研究がある。本研究は、前科等の類似事実証拠の許容性の問題にとどまらず、それをどのような推認過程、理由付けにより有罪認定に使用するのかの問題を取り扱う。そして、主として、推認過程、理由付けを、控訴院判例を読み解くことにより具体的、実証的に研究しようとするものである。ここに本研究の独自性がある。

本論文の結論 本研究の結論として、イギリス控訴院判例の分析結果を踏まえ、我が国における類似事実証拠の利用の在り方の方向性を提言するものである。

第一に、許容性基準を性向推認の禁止に置くことは相当でない。性向推認を、最初から排除する発想を取ることは適切とは言えない。限定されたケースであるが、類似事実証拠の証明力が極めて強く、他面、それを採用することの弊害が少なく、性向推認が許容されてよい場合が存する。

「重要な争点との関連性」が許容性の第一関門である。次に、許容性基準として重要な要素となるのは、「他の証拠」が相当程度強いことである。検察の主張・証拠が強いものでなければ、類似事実証拠を許容することは許されない。無実の者を偏見により、有罪とする危険があるからである。このような場合は、類似事実証拠の証明力よりもその利用によ

る弊害が大きいとして、許容することは許されない。これが第二の関門となる。

第二に、上記第一、第二の関門の審査にも必要となるが、類似事実証拠から、有罪を推認するためにどのような推認過程、理由付けによるのか、この分析を各事案の状況に応じて適切に行う必要がある。性向推認を経由する利用なのか性向推認を経由しない利用なのかの見極めをまず行なわなければならない。ここでも、「他の証拠」は重要な意味を持つ。例えば、直接証拠の信用性判断に補助証拠として働く場合がある。類似事実証拠から被告人の性向を認定しても、そこから性向推認によらない推認過程、理由付けによる場合もある。性向推認を経ない利用であれば、弊害がより少ないことが明らかとなる。なお、このような推認過程、理由付けは、常識に基礎を置くものでなければならない。

上記のような分析を行っていく結果、類似事実証拠を性向推認を経由して使用する場合は、限定的となってくる。それは、弊害が少ないことが明らかな事案に限られることになる。

第三に、裁判員裁判を特別扱いする必要はない。ただし、推認過程、理由付けは、具体的に裁判員に対し説明すべきである。加えて、前科等の類似事実証拠に対処する場合の注意、警告は、イギリスにおいて、陪審に行なっているものと同様の指示・警告が必要である。

第四に、副次的訴訟の弊害（類似事実と争いがある場合、その審理に時間が掛かり過ぎることなど）が生じるかどうかは、許容性判断の考慮要素となる。

第2章 イギリスのコモン・ローにおける類似事実証拠の許容性

イギリス証拠法における類似事実証拠の位置付け 性格証拠の中には、善性格証拠と悪性格証拠がある。悪性格証拠の中には被告人のそれと、被告人以外のそれがある。被告人の悪性格証拠の中に被告人の前科等の類似事実証拠があり、検察は、これを被告人が有罪であることを立証するために使用する。

Makin 判決（1893年）、*Boardman* 判決（1974年）及び *P* 判決（1991年）枢密院、貴族院の類似事実証拠の許容性に関する重要判例である。*Makin* 判決以前から、性向推認を禁止しつつも、関連性があるとして、類似事実が許容される類型が集積してきた。*Makin* 判決は、性向推認が許されないことを宣言し、しかし、事件の争点と関連性がある場合には、許容されるとし、許容される類型（カテゴリー）として、起訴された事実が計画されたものか事故であるかに関連性がある場合、被告人の防御に対して反証する場合を指摘した。これをカテゴリー・アプローチと言う。*Boardman* 判決は、許容性の要件として、類似事実と証明対象事実との間に「顕著な類似性」が必要であると判示した。*P* 判決は、「顕著な類似性」を常に要求することは誤りであり、類似事実が持つ証明力とこれを採用したこと

による弊害との比較衡量により、許容性を決定すべきであると判示した。

第3章 アメリカにおける類似事実証拠の利用

連邦証拠規則の規定 アメリカにおいては、1975年連邦証拠規則が制定された。そこでは、性向推認の禁止と適正な目的のためには類似事実が許容されることを定める。動機、意図、計画、知識、同一性を証明するなどの目的である。

連邦最高裁の *Huddleston* 判決（1988年）が示した運用指針 同判決は、類似事実の立証の程度は、「十分な証拠」があればよいとしたほか、類似事実証拠の証明力が不公正な偏見の可能性を十分上回ることが必要であり、請求があれば、陪審に対し、その証拠の利用が適正な目的に限定されることを説示すべきであることなどを判示した。

性向推認と性向推認でない推認との峻別 性向推認が禁止されることから、事実審裁判所において規則が定める適正な目的のための使用であるとして許容した場合、実際に、許される推認過程のみで使用されているのかが、控訴審で審査される。しかし、その区別は、必ずしも容易でないことがある。

第4章 CJA2003 が定めた悪性格証拠（特に類似事実証拠）の許容性に関するルール

CJA2003 成立の動因 コモン・ローでは、上記3判例により、1世紀にわたり、類似事実証拠の許容性の基準につき判断を示してきたが、その判断基準があいまいであるとの批判があり、控訴院の判例が安定せず、その結論は、宝くじを引くようなものと批判されてきた。そこで、折からの犯罪被害者保護の政策の高まりの時流が加わり、新法が制定された。

悪性格証拠規定の全体像 許容性に関するコモン・ローのルールを廃止し、全面的に新しくルールを制定し直した。被告人のそれについては、101条(1)項で、許容される入り口(gateway)を規定した。

類似事実証拠の許容性に関するルール 101条(1)項(d)号が規定する。入り口(d)と言われる。被告人と検察との間の重要な争点に関連性があることが要件である。しかし、101条(3)項は、その証拠を許容することが手続きの公正に害を与えるときは、請求に基づき、裁判官は、その証拠を排除しなければならないと定める。

基本的考え方 類似事実証拠を原則的に許容するアプローチを採用した。

***Hanson* 判決が示したガイドライン** 施行直後に出された同判決は、事実審理担当裁判官を指導する目的で、類似事実証拠の許容性及びその使用に当たってのガイドラインを判示した。内容的には、主として性向推認を対象とした注意事項を述べる。

副次的訴訟の弊害 類似事実には争いがあると、その審理に多大な時間を要することが起

きる。訴訟の中心的争点から陪審の注意をそらす。副次的訴訟の弊害が生じないかに留意すべきである。弊害が強く予測される場合には、101 条(3)項を適用して証拠請求を棄却すべきである。

第5章 許容された悪性格証拠の利用

陪審に対する説示 新法下では、類似事実をどのように使用してよいかの説示が重要となる。すなわち、類似事実をどのような推認過程、理由付けで有罪認定に使用してよいかである。控訴院判例でしばしば説示についてのガイドラインが示され(6件の判例を引用する)、裁判官研修を担う司法大学が作成する裁判官の手引きで説示例が示されている。また、説示に関し、当事者間で事前協議することや、それを書面化して陪審に示すことなどが勧められている。

使用目的に限定はあるか 被告人の供述の信用性を弾劾する目的のための入り口で許容された悪性格証拠を、入り口(d)の証拠として、有罪の認定に使用することはできないということ、判例は固まった。

第6章 類似事実証拠はなぜ有罪認定に役立つか

性向推認とは何か 性向推認とは、類似事実から性向を認定し、次いで、その性向から、被告人が起訴された事実を行った蓋然性を高めるとする推認である。したがって、類似事実証拠から性向を認定するが、その性向から性向推認をしないで、別の推認過程、理由付けを経て、性向を被告人の有罪立証に役立てる場合は、性向推認に当たらない。これが、本論文の立場である。

性向推認が証明力を持つ実証的基礎 レドメインは、被告人がある罪を犯した前科がある場合、同様の犯罪を犯す可能性は、そのような前科を持たない人と比較して高いと主張し、これを「比較的性向」と呼ぶ。その根拠は、各種犯罪統計である。よって、前科は、被告人が「動機」を持つ場合と同様に、有罪認定のために証明力を持つと主張する。これは、一定の説得力を有する。

性向推認に存する倫理的問題 ホーは、類似事実を有罪認定の証拠とすることは、人間の自律性を尊重すべきであるという倫理的見地から問題であると主張する。許されるのは、他に有力な証拠がある場合に、被告人の行為の説明として間接的に有罪の推認を支持する限度の利用に限られると主張する。

「他の証拠」の重要性 ウィリアムズ、ヘイマー、レドメインらは、証明力評価の要素、性向推認の構造を分析し、一致して、「他の証拠」をその一要素として挙げる。

性向推認を経由しない使用方法 コモン・ロー時代から、性向推認を回避する理由付け

として、偶然の一致排除理論がある。その他、類似事実証拠は、被告人が関連する行為を行う能力を持つ限定されたクラス（集合）に属することを介して、有罪立証に役立つとするバガリック説がある。また、類似事実証拠を状況証拠としてとらえてよい場合がある。

分析の座標軸の設定 上記の学説などによる類似事実証拠からの有罪推認過程の分析を次章以降の控訴院判決の分析の座標軸とする。

第一には、CJA2003 が公認した性向推認は、実際、どのような場合に、どの程度行われているか。「他の証拠」の果たす役割はどのようなものか。

第二には、類似事実を利用する場合であっても、性向推認でない理由付け、例えば、偶然の一致排除理論の利用状況はどうか。その他の理由付けによる利用はあるか。

推認過程の分析が主なテーマであるが、ケース分析をしていく上で、裁判官の裁量による排除規定である 101 条(3)項の適用状況はどうか。許容された後、裁判官の説示において、どのような注意がなされて、弊害を避ける努力がなされているかなども、随伴して、見ていく。

第 7 章 控訴院判決の分析その一（複数訴因間の利用を除く）

(1)窃盗・強盗、子どもに対する性的暴行罪における利用、(2)直接証拠の真実性を支持するための利用、(3)正当防衛の防御の反証のための利用、(4)認識、故意の認定のための利用、(5)同一性の認定のための利用

以上にグループ分けして、それぞれの推認過程を分析する。性向推認のほか、状況証拠としての利用、直接証拠の真実性支持のための利用、防御の反証のための利用、理由付けとしては、性向推認を経由しない偶然の一致排除理論による理由付け、バガリック説による理由付けなどである。

性向推認の場面では、証明力よりも偏見の害が大きいとして、101 条(3)項により、排除された事例も分析した。

第 8 章 控訴院判例の分析その二（複数訴因間の利用）

複数告訴人の証言の訴因間使用 コモン・ローの時代からあった類型であるが、偶然の一致排除理論の理由付けを適用することが明確にされた。

被害者複数事件におけるその他の問題 1 個の訴因で先行して有罪認定がされた場合、そこから、性向推認を利用する場合とそれを状況証拠ととらえる場合がある。

すべての訴因の証拠の全体的観察 全体的観察により、全事件の犯人が同一人であることを証明することを介して、起訴された事件の犯人が被告人であることを立証する場合、全事件の状況証拠を全体的に観察して、全事件につきその犯人が被告人であることを立証

する場合がある。

第7章、第8章において分析した判決は、合計58件である。

第9章 控訴院判決の分析の総括

許容性から推認過程への重点の移動

(1) 入り口(d)は、許容性の要件として、重要な争点との関連性を定めるが、すでに検討した控訴院判例を見る限りでは、この要件によって許容されなかった事例を見ることはできなかった。無罪を主張する事件で、この要件をパスすることが困難であることは考えにくいから、これが、有効なチェック機能を果たすことはそれほど考えられない。

(2) 許容性の段階で、役目を果たしているのは、101条(3)項である。その適用がある場合は、副次的訴訟の弊害がある場合を除けば、性向推認が利用される場合である。中でも、「他の証拠」が弱い事件が主な場合であろう。前科を提出することが、手続きの公正さ被害を与える。つまり、無実の者を有罪にする危険があるから、許容性段階において、チェックして排除するということである。

(3) そうすると、類似事実証拠の問題で重要な場面は、許容性の場面ではなく、むしろ、使用の場面、すなわち陪審に対する説示の在り方である。当該類似事実証拠をどのような推認過程、理由付けで有罪認定に使用してよいかの問題である。これが、類似事実証拠の問題として、最重要となっている。

(4) 以下、推認過程、理由付けの問題に絞って、総括する。「他の証拠との関係」、「性向推認を行わない理由付け」、「性向推認を行う場合が限定されること」の順で、総括する。

他の証拠との関係

(1) 直接証拠の真実性を支持する働き

その根拠は、前科等の事実関係から認められる被告人の過去における行動に一致しないし類似する犯罪事実を、起訴された事件で、証言することから、その証言が、単なるでっち上げではなく、真実であることの補助になる。あるいは、偶然の一致排除理論から、説明することができる。

(2) 同定証言を支持する働き

その根拠は、偶然の一致排除理論あるいはバガリック説による。

(3) 子どもに対する性犯罪の告訴人証言の真実性を支持する働き

同種性犯罪の前科等であれば、性向推認の利用もあり得る。パソコン内の子どもポルノ画像の所持などの事実から「子どもに対する性的関心」を立証し、これを經由する場合は、これが、状況証拠となり、理由付けは、偶然の一致排除理論による。

(4) 状況証拠の総合による証明を確実にする働き

窃盗罪の場合、状況証拠により、強力な有罪の立証がなされた場合、その有罪証明を確実にする働きをする。独立した性向推認が働くと言えようが、補充的働きであり、偏見の害は少ない。

Jackson 判決の場合は、絞殺の前科が許容され、絞殺による殺人を行うことのできる犯罪遂行能力があることを介して、状況証拠からの犯人であることの同定を完璧にした。性向推認は働いていない。

(5) 複数告訴人証言の相互担保

(a) この類型は、複数訴因間の利用においてのみ現れる類型である。併合審理されている複数訴因の証拠を相互に利用するものである。控訴院判決で当初、若干の混乱が見られたが、現在の判例の考え方は、同一人に対して、複数の者から、独立した（共謀などの影響がないこと）告訴がなされ、その告訴事実が類似している場合（先に、そのうちの一つについて有罪認定をする必要はない）、それが偶然の一致としてなされる可能性は低いから、一つの告訴証言は、他の告訴証言の真実性を支持する、というものである。この類型は、旧法時代の *Boardman* 判決、*P*判決の類型である（しかし、新法下では、*Boardman* 判決が指摘した顕著な類似性を要件としていない）。新法下において、明確に偶然の一致排除理論を採用した理由付けとして確立した。

(b) なお、複数告訴事件を併合して審理している場合、1つの訴因の証拠が強い事件で、有罪の認定が先行してなされた場合、(i)その有罪を性向証拠として性向推認に使う場合（性犯罪など）と、(ii)対比する罪に十分な類似性が認められる場合、1つの訴因の有罪であることを強力な状況証拠として使い、他の訴因の有罪認定に役立たせる場合がある。

類似事実証拠から性向推認を行わない理由付けのまとめ

(1) 偶然の一致排除理論による理由付け

- (a) 複数告訴人証言の真実性担保
- (b) 同定証言の真実性担保
- (c) 認識、故意の認定に使用する場合
- (d) 潔白の存在の主張の反証

ところで、偶然の一致排除理論は、結局は、人間の常識に基礎を置くものであることを認識すべきである。

(2) バガリック説と類似の理由付け

(a) 前科から、関連する性向を認定し、その性向から、被告人が、限定された犯罪者集団に属することが立証され、その事実が、同定証言の真実性の支持に働くとするものである。

(b) *Jackson* 判決が、前科事実から、被告人が、絞殺による殺人を行う能力のある人間であることを認定し、これを、被告人を殺人犯の犯人であるとする状況証拠の総合による証

明の支持に用いたのも、同様の類型と言える。この場合は、状況証拠の一種と言える。

(3) 状況証拠（間接事実）である場合

我が国では、類似事実は、意識しているとしていないとにかかわらず、状況証拠（間接事実）ととらえることが一般であろう（平成 25 年判例参照）。

しかし、控訴院判決が状況証拠であることを明言する場合は、少ない。控訴院判例が指摘する、以下のような一定の事実を経由する場合は、その事実を状況証拠（間接事実）としてとらえてよいと考える（ただし、(e)は、特殊な類型である）。

(a) 特定の性的関心を経由する場合。

(b) 銃器、ナイフとのかかわり、銃器に関係する人間とのかかわりを経由する場合。

(c) 犯罪的ギャングの一員である場合。

(d) コカインへの関心を経由する場合。

(e) 1 件の訴因の犯人を D と認定することが、十分な類似性のある他の事件の訴因も同じ犯人によることを推認する強力な状況証拠となる場合。

(4) 全体アプローチによる場合

(a) すべての訴因の状況証拠を全体的に考察して、各訴因について被告人の有罪を認定する（訴因ごとに分離して考察した場合、いずれの訴因も被告人の有罪の認定は困難である）。

(b) 複数訴因の事実、さらには起訴されていない事件の事実を、全体として考察し、そこから共通する犯罪及びその発展のパターンを認定し、すべて同一犯人であると認定し、それが被告人であると認定する。根拠としては、偶然の一致排除理論が適用されている。

性向推認を行う場合が限定されること

(1) 新法により、性向推認の使用が許容されたのに、なぜ、独立した性向推認を避けて、類似事実それ自体あるいは類似事実から認定した性向を別の推認過程、理由付けで使うことがあるのだろうか。類似性の程度がそれほど高度でなく、性向の程度がそれほど強度でもない場合、性向推認が可能であると言っても、その証明力はそれほど高くない事案があるであろう。そのような場合、類似事実から性向を認定し、その性向から、被告人の有罪の蓋然性を高めるとする性向推認をすと言っただけでは、有罪認定に対する説得力はそれほどない。かえって、偏見の害が高くなる場合があるだろう。もちろん、盗みや性犯罪、麻薬関係犯罪等の性向推認に適した犯罪類型は存在する。あるいは、「他の証拠」が強力あるいは圧倒的であれば、性向推認することの弊害は無視してよい場合もあり、性向推認が許される場合がある。したがって、控訴院は、事案ごとに、適切な類似事実証拠の使用方法を探求しているものと解される。*Jordan* 判決、*Maina* 判決、*Nicholas* 判決のように、いずれも、類似事実証拠を裁判官が性向推認のための性向証拠として取り扱ったが、控訴院はそれを適切でないとして、性向推認を経由しない理由付けを採るべきであるとし

た例がある。このような事例からも、控訴院は、安易に性向推認に依存することなく、適切な推認過程を探求しているものと評価できる。

(2) 結局、第7章、第8章で行なった控訴院判例の分析からすると、独立した直接の性向推認が行われる場合は、盗みや性犯罪等性向推認に適した犯罪類型であることを前提とし、「他の証拠」が強力な場合などに限られてきているのではないだろうか。直接証拠がある場合は、直接証拠の真実性の支持として、補助証拠として使えるから、そうすると、状況証拠による強力な証明を補強するような場合に限定されると言ってよいかもしれない。ただし、控訴院は、我々にはなじみの薄い「被告人の特定の防御に対する反証」という類型で許容することがあることを付加しておきたい。このように見てくると、ホーが提唱した「他に有力な証拠がある場合には、類似事実証拠は、当該状況の中での当該行為の説明として、そして、その主体が動機付けられた理由として、間接的に、有罪の推認を支持する」という立場とそれ程変わらないという見方もある。ただし、今後とも、控訴院判決の動向を注意深く見守っていく必要がある。

CJA2003 がもたらした変革とイギリス法の根底にあるもの

以上によれば、CJA2003 がもたらした価値は、(a) 許容性の要件を争点との関連性と定め、性向推認を許容したこと、(b) そのため、類似事実証拠に関する、裁判所の関心は、許容性の問題から、それをどのような推認過程、理由付けで有罪認定に使用するかの問題に、重点が移動したこと、(c) 許容された類似事実の使用を適切に行うため、裁判官の説示の重要性がよりクローズアップされ、控訴院が裁判官の行なった説示の適否を判断する過程で、類似事実による推認過程の分析の検討が進みつつあることではないだろうか。以上は、コモン・ロー時代からすると、類似事実証拠に関する革命的変更と言ってよい。上記(b)(c)に関し、控訴院判例が果たした役割は大きい。

加えて、控訴院判例を分析していく中で、イギリス法の特徴である公正さ(fairness)の概念が許容性判断において、重要な役割を果たしていること、また、類似事実からの推認過程や理由付けでは、イギリス法の伝統に基づいたコモン・ロー以来の、陪審の常識(common sense)に基礎を置くものであることが確認できる。これが、まさに、イギリス法の根底にあるものであろう。

第10章 我が国の事案における類似事実証拠による適切な推認過程、理由付け

控訴院判例の推認過程の分析から得られたところを活用して、平成24年判例、平成25年判例、昭和41年判例、和歌山毒カレー事件、連続練炭中毒死事件、鳥取連続不審死事件、手口類似強姦致傷事件、準急東海4号すり事件を素材に、分析を試みた。

それぞれの事案で、類似事実を有罪立証に有効適切に利用できる推認過程、理由付けを

探求した。

第 11 章 我が国における類似事実証拠の有効かつ適切な利用

問題提起 「性犯罪事件における類似事実証拠の活用」、「証拠物であっても、悪性格証拠であることの意識が必要であること」、「DNA 鑑定のような強力な客観的証拠がある場合でも、類似事実証拠の利用が必要である場合があること」、「常識に基礎を置く必要性」などが指摘できる。

結論

本研究の結論として、イギリス控訴院判例の分析結果を踏まえ、我が国における類似事実証拠の利用の在り方の方向性を提言するものである。

第一に、許容性基準を性向推認の禁止に置くことは相当でない。性向推認を、最初から排除する発想を取ることは適切とは言えない。限定されたケースであるが、類似事実証拠の証明力が極めて強く、他面、それを採用することの弊害が少なく、性向推認が許容されてよい場合が存する。

「重要な争点との関連性」が許容性の第一関門である。次に、許容性基準として重要な要素となるのは、「他の証拠」が相当程度強いことである。検察の主張・証拠が強いものでなければ、類似事実証拠を許容することは許されない。無実の者を偏見により、有罪とする危険があるからである。このような場合は、類似事実証拠の証明力よりもその利用による弊害が大きいためとして、許容することは許されない。これが第二の関門となる。

第二に、上記第一、第二の関門の審査にも必要となるが、類似事実証拠から、有罪を推認するためにどのような推認過程、理由付けによるのか、この分析を各事案の状況に応じて適切に行う必要がある。性向推認を経由する利用なのか性向推認を経由しない利用なのかの見極めをまず行なわなければならない。ここでも、「他の証拠」は重要な意味を持つ。例えば、直接証拠の信用性判断に補助証拠として働く場合がある。類似事実証拠から被告人の性向を認定しても、そこから性向推認によらない推認過程、理由付けによる場合もある。性向推認を経ない利用であれば、弊害がより少ないことが明らかとなる。なお、このような推認過程、理由付けは、常識に基礎を置くものでなければならない。

上記のような分析を行っていく結果、類似事実証拠を性向推認を経由して使用する場合は、限定的となってくる。それは、弊害が少ないことが明らかな事案に限られることになる。

第三に、裁判員裁判を特別扱いする必要はない。ただし、推認過程、理由付けは、具体的に裁判員に対し説明すべきである。加えて、前科等の類似事実証拠に対処する場合の注意、警告は、イギリスにおいて、陪審に行なっているものと同様の指示・警告が必要であ

る。

第四に、副次的訴訟の弊害（類似事実に争いがある場合、その審理に時間が掛かり過ぎることなど）が生じるかどうかは、許容性判断の考慮要素となる。（了）